

五、七八、八〇から八四まで、八五のい、八八、九七、一〇一、一〇五のへ、一〇六、一〇八、君田村の林班番号の二六、二八、三二から三六まで、四二、六一、作木村の林班番号の二三、二四、三三、三四、三八、六六、九四、二二七、二二八の区域)に該当する土地の区域を除いた区域(別図略)。

広島県告示第九百七十八号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第三百号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。
 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。
 平成十八年十一月二十七日

- 一 三次農業振興地域
- 二 三和農業振興地域

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第九百七十九号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。
 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。
 平成十八年十一月二十七日

- 一 甲奴農業振興地域
- 二 吉舎農業振興地域
- 三 三良坂農業振興地域

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第九百八十号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第九百九号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。
 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。
 平成十八年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 君田農業振興地域
- 二 作木農業振興地域

広島県告示第九百八十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第二百十九号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。
 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。
 平成十八年十一月二十七日

布野農業振興地域

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第九百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。
 平成十八年十一月二十七日

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 三原市小泉町字平家山四二三の六二
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
 - 道路用地とするため

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第九百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
 平成十八年十一月二十七日

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 山県郡安芸太田町大字加計字古森二〇六九の一、二〇七一の一、二〇七一の五、字大谷山二一六〇の一、二一六一

広島県知事 藤 田 雄 山

- 二 指定の目的

三 指定施業要件
土砂の流出の防備

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明のため、同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を安芸太田町役場の掲示場に掲示した。

平成十八年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
山県郡安芸太田町大字加計字大谷山二二六〇の	井手口庄吉

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
立木の伐採の方法及び限度について

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によって、安芸高田市高宮町所在の長瀬川地区（榎矢工区）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年十一月二十七日から平成十八年十二月十八日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によって、安芸高田市高宮町所在の長瀬川地区（篠原工区）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年十一月二十七日から平成十八年十二月十八日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十八年十一月二十七日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

事業主体	地 区 名	事 業 名	完了年月日
北広島町	庄原地区	農業用道路整備事業	平成一七年一月二〇日

人事委員会告示

広島県人事委員会告示第五号

広島県人事委員会は、平成十八年九月二十四日に実施した広島県職員採用（高校卒業程度）試験の結果に基づき広島県職員採用（高校卒業程度）試験候補者名簿及び広島県職員採用選考資格認定（高校卒業程度）試験合格者名簿を平成十八年十一月十五日に確定した。なお、この試験の合格者の第二次試験受験番号は、次のとおりである。

平成十八年十一月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

一 職員採用（高校卒業程度）試験候補者受験番号

職 種	合 格 者 受 験 番 号 (受験番号順)
行政（一般事務）職	一〇三、一〇四、一〇五、一〇八
行政（警察事務）職	二〇一、二〇八、二二二、二二五、二二七、二二八、二二九、三三〇、三三一、三三七、三三〇、三三三

二 職員採用選考資格認定（高校卒業程度）試験合格者受験番号

職 種	合 格 者 受 験 番 号 (受験番号順)
土 木 職	三〇一

広島県人事委員会告示第六号

平成十八年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者の受験番

号は、次のとおりである。

平成十八年十一月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

職 種	合 格 者 受 験 番 号 (受験番号順)
一 般 事 務	一一二、一七一
警 察 事 務	二五一

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第99号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるとで、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年11月27日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0868	告示の日 (平成18年 11月27日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CR奇跡 の電サテ ンロバ ーV	豊丸産業株式会社 裕 代表取締役 永野 豊 (愛知県名古屋市中村区 長戸井町三丁目12番地)	左 同
6P0938	同上	同上	CRAの電 サテ ンロバ ーQ	同上	左 同
6P0952	同上	同上	CR奇跡 の電サ テ ンロバ ーZ	同上	左 同

GP1068	同上	同上	C.R.A. T.R.F. P.H	株式会社サンセイアール アンドアイ 代表取締役 梅村 義孝 (愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目11番13号)	左 同
GP1096	同上	同上	C.R. T R.F. S H.R	同上	左 同
GS0924	同上	回胴式遊技 機	ガオカオ フエス ナイバル	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 (群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)	左 同
GS0976	同上	同上	ガオカオ フエス ナイバル	同上	左 同